

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会請願・陳情説明資料

令和8年7月2日

件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 5 受理番号 3 9 どの子どもも健やかに成長できる質の高い保育、父母のニーズに対応した保育を実施するために、待機児童対策、施設・環境・体制の整備・拡充などを求める陳情・・・・・・・・・・	2
(2) 5 受理番号 4 8 保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を国と東京都に提出することを求める請願・・・・・・・・・・	5
(3) 6 受理番号 1 1 子どもを産み育てやすい新たな制度を求める請願・・・・・・	7
(4) 受理番号 1 3 乳幼児期からの孤立予防と「助けを求められる子ども」を育てる支援の充実を求める陳情・・・・・・・・・・	11

(教 育 委 員 会)

件名	5 受理番号 39 どの子ども健やかに成長できる質の高い保育、父母のニーズに対応した保育を実施するために、待機児童対策、施設・環境・体制の整備・拡充などを求める陳情																																																																		
所管部課名	子ども家庭部 保育・入園課 子ども政策課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課																																																																		
陳情の要旨	1 第一次不承諾をなくすための待機児童対策を講じること。また、年度途中の入所希望にも応えるなど父母のニーズに対応した待機児対策をすすめること。 2 老朽化し、園児に危険が及ぶ可能性もありうる施設の職員の声を聴き、ただちに改築・改修を行うこと。施設によって保育環境に差がでることのないよう保育環境を整えること。 3 必要な人数の保育士を配置し、支援を必要とする園児の体制の強化をすること。 4 0歳～2歳の保育料を無料にすること。 5 公立保育園31園を廃止にする計画を撤回すること。																																																																		
陳情者等	請願文書表のとおり																																																																		
内容及び経過	1 第一次不承諾と待機児童対策について (1) 第一次不承諾者数と待機児童数の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>待機児童数</th><th>第一次不承諾者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>H28</td><td>1,474</td><td>306</td></tr><tr><td>H29</td><td>374</td><td>1,573</td></tr><tr><td>H30</td><td>205</td><td>1,254</td></tr><tr><td>H31</td><td>123</td><td>1,166</td></tr><tr><td>R2</td><td>3</td><td>817</td></tr><tr><td>R3</td><td>0</td><td>690</td></tr><tr><td>R4</td><td>1</td><td>726</td></tr><tr><td>R5</td><td>0</td><td>778</td></tr><tr><td>R6</td><td>5</td><td>971</td></tr><tr><td>R7</td><td>7</td><td>1,019</td></tr><tr><td>R8</td><td>106</td><td>1,207</td></tr></tbody></table> 令和8年1月に「第一次不承諾減少に向けた取り組み方針」を策定し、第一次不承諾者数減少に向けて取り組む。 (2) 年度途中（10月時点）の待機状況の実態把握と対応策 (単位：人) <table><thead><tr><th></th><th>0歳児</th><th>1歳児</th><th>2歳児</th><th>3～5歳児</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年度</td><td>35</td><td>5</td><td>1</td><td>0</td><td>41</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>37</td><td>13</td><td>0</td><td>0</td><td>50</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>44</td><td>27</td><td>3</td><td>0</td><td>74</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>241</td><td>68</td><td>2</td><td>0</td><td>311</td></tr></tbody></table>	年度	待機児童数	第一次不承諾者数	H28	1,474	306	H29	374	1,573	H30	205	1,254	H31	123	1,166	R2	3	817	R3	0	690	R4	1	726	R5	0	778	R6	5	971	R7	7	1,019	R8	106	1,207		0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	合計	令和4年度	35	5	1	0	41	令和5年度	37	13	0	0	50	令和6年度	44	27	3	0	74	令和7年度	241	68	2	0	311
年度	待機児童数	第一次不承諾者数																																																																	
H28	1,474	306																																																																	
H29	374	1,573																																																																	
H30	205	1,254																																																																	
H31	123	1,166																																																																	
R2	3	817																																																																	
R3	0	690																																																																	
R4	1	726																																																																	
R5	0	778																																																																	
R6	5	971																																																																	
R7	7	1,019																																																																	
R8	106	1,207																																																																	
	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	合計																																																														
令和4年度	35	5	1	0	41																																																														
令和5年度	37	13	0	0	50																																																														
令和6年度	44	27	3	0	74																																																														
令和7年度	241	68	2	0	311																																																														

内容及び経過	次の対応策を継続して実施する。 ① ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援） ② 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信 ③ 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化 (3) 令和7年度における年度途中の待機児童数の急増について 入所申請時に育児休業取得希望者の把握ができなくなり、増加した。このため、運用方法の変更を検討している。 2 公立保育園・こども園の更新計画について 多くの公立園が築40年以上を経過しており、多様化する保育ニーズに適切に対応しながら、保育の質の維持・向上を図るために、今後30年間にわたる「足立区立保育園・こども園施設更新計画」を令和5年3月に策定した。 (1) 対象施設 - ア 公立（直営）の保育園・こども園（全30園（令和5年4月現在））を対象とした。 - イ 指定管理者が運営している公設民営の保育園（区立認可外施設を含む15園（令和5年4月現在））は、地域ごとの需要分析等を踏まえ、各施設の更新時期等に「民営化」「統廃合」等の方針を決定していく。 (2) 施設更新の基本方針 - ア 対象施設の中から、地域における中心的な役割を担う「拠点園」を選び、施設更新を行い、存続させる。 - イ 更新時期は築年数から60年経過を一定の基準とし、更新は建て替えを原則とする。 - ウ 都営住宅に併設されている施設は都営住宅の建て替えに合わせて更新時期を検討する。 - エ 単独設置の施設更新は、現在の施設の設置場所とは別に用地を確保した上で、仮設園舎または新園舎を確保した用地に建築する。 - オ 拠点園以外の園については、園運営に必要な修繕は適切に実施するが、長寿命化のための大規模な改修は行わず、築年数やエリアの保育需要に応じて、閉園または民営化を検討する。 (3) 更新計画の考え方 - ア その時々の待機児童数や周辺地域の保育需要、施設の老朽化の状況を勘案し、最適な施設配置を判断していく。 - イ 拠点園として定めた16園は、あくまでも令和5年3月時点での暫定目標数であり、必要に応じて柔軟に見直しを行う。 - ウ 老朽化した施設の立て直しの計画実現に向けては、一時的に利用する仮園舎を建設するための用地の確保が課題ではあるが、今後も
--------	--

内容及び経過	保育施設の建設に適した用地を見定めながら、保育施設の更新を進める。 3 保育士の配置基準について (1) 従来の国及び都基準を基本とし、適正な配置を行っている。また、小規模園や一時保育実施園等、園の運営体制により、常勤職員の加配を行っている。 (2) 支援を必要とする園児の受け入れは、会計年度任用職員を追加配置することで対応しており、原則として支援児が 1 名以上のクラスに 1 名、施設の状況や児童の状態に応じて、さらに追加で配置している。 4 0 歳～2 歳児の保育料について (1) 認可保育施設等 認可保育所、認定こども園（長時間利用）、区立認可外保育施設、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の利用者負担額については、令和 7 年 9 月より無償化された。 (2) 認証保育所等 認証保育所利用者への負担軽減額を令和 7 年 9 月より増額し、無償化した。また、私立認可外保育施設・ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）の利用者に対しても、全ての子どもを補助対象とした。 (3) 私立幼稚園預かり保育満 3 歳児クラス（保育園でいう 2 歳児クラス） 令和 7 年 9 月から課税世帯の第 1 子に対する補助額を第 2 子以降と同額まで補助することで、預かり保育の必要性の認定を受けている全ての子どもが補助対象となった。 5 公立保育園数の見直しについて 公立園 16 園を地域における中心的な役割を担う「拠点園」と位置づけ、施設の更新を行い、存続させる。 ただし、拠点園として定めた 16 園は、あくまでも令和 5 年 3 月時点での暫定目標数であり、必要に応じて柔軟に見直しを行う（項番 2 の再掲）。
--------	---

件 名	5 受理番号 4 8 保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を国と東京都に提出することを求める請願																		
所管部課名	<u>子ども家庭部 子ども政策課</u> 保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課																		
請願の要旨	国と東京都に対して、保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を提出してください																		
請願者等	請願文書表のとおり																		
紹介議員名	ぬかが 和子議員、西の原 ゆま議員、土屋 のりこ議員																		
内容及び経過	1 保育士配置基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>子どもの年齢</th><th>国及び都の配置基準 (児童 対 保育士)</th><th>足立区の配置基準 (児童 対 保育士)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 歳児</td><td>3 対 1</td><td>3 対 1</td></tr> <tr> <td>1 歳児</td><td>6 対 1</td><td>5 対 1</td></tr> <tr> <td>2 歳児</td><td>6 対 1</td><td>6 対 1</td></tr> <tr> <td>3 歳児</td><td>1.5 対 1</td><td>1.5 対 1</td></tr> <tr> <td>4・5 歳児</td><td>2.5 対 1</td><td>2.5 対 1</td></tr> </tbody> </table> ※ 根拠法令 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（国） 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（都） 2 足立区の保育士配置 足立区では、国及び都基準を遵守した上で運営を行っている。ただし、児童の状態や園の状況に応じた保育士の増配置を行っている。 ア 1 歳児の保育士配置は 5 対 1 としている。 イ 支援を要する児童に対する保育を充実させるために、児童の状態に応じて保育士の増配置を行っている。 〔参考〕令和 7 年度 1 か月平均 277 名	子どもの年齢	国及び都の配置基準 (児童 対 保育士)	足立区の配置基準 (児童 対 保育士)	0 歳児	3 対 1	3 対 1	1 歳児	6 対 1	5 対 1	2 歳児	6 対 1	6 対 1	3 歳児	1.5 対 1	1.5 対 1	4・5 歳児	2.5 対 1	2.5 対 1
子どもの年齢	国及び都の配置基準 (児童 対 保育士)	足立区の配置基準 (児童 対 保育士)																	
0 歳児	3 対 1	3 対 1																	
1 歳児	6 対 1	5 対 1																	
2 歳児	6 対 1	6 対 1																	
3 歳児	1.5 対 1	1.5 対 1																	
4・5 歳児	2.5 対 1	2.5 対 1																	

3 私立保育園への扶助状況

足立区保育扶助要綱及び足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱に基づき、以下のとおり国基準を上回る保育士配置を私立保育園に求めている、その費用を独自に扶助している。

ア 1歳児の配置を5対1とすること（国基準6対1）

イ 定員20～60人及び91人以上の施設は保育士1名を増配置すること（充実保育士加算）

ウ 定員61～129人の施設は保育士1名、定員130人以上の施設は保育士2名を増配置すること（11時間開所保育士加算）

エ 発達支援児の処遇向上、11時間の開所時間の保育充実、産休等職員の代替等のための非常勤保育士等を配置すること

4 国及び都への要望

（1）保育士配置基準の引き上げについて

これまでの配置基準算定において、支援を要する園児数が考慮されていない等の理由から、現在の多様化する保育ニーズに合わせた基準へ見直すように、令和5年2月に特別区長会を通して国及び都に要望した。

令和5年12月には、国から配置基準の見直しが発表され、令和6年4月から新基準が施行された。

（2）保育予算の増額について

保育士等住居借上げ支援事業への補助について、保育士確保・定着に対して有効なため、特別区長会を通して国及び都に対して事業の充実と継続を求める要望を合わせて行った。

件 名	6 受理番号 1 1 子どもを産み育てやすい新たな制度を求める請願
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課 子ども家庭相談室 こども家庭相談課 衛生部 保健予防課 ほか
請願の要旨	1 妊娠中から子どもが小学校に就学するまで、保健師などの様々な専門家が母子支援を行うことを求めます。 2 保健師などが妊婦だけでなく、夫やパートナー、上の子どもなどに対して日頃の不安を聞き取り、子育てアプリを活用した支援事業を導入し、家族の養育力を高めるための支援を行う事を求めます。 3 (仮称) 子ども版地域包括支援センターを構築し、NPO等の地域支援者と協力し、利用者目線で継続的な伴走型支援の展開を求めます。 4 子ども子育て世帯に特化した、孤独・孤立対策を求めます。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	なし
内容及び経過	1 現状 (1) ASMAPによる「妊娠期からの切れ目のない寄り添い型支援」 別紙1のとおり ア 全妊娠届出書の記載内容と区独自の質問票及びスマイルママ面接からリスクアセスメントを行い、支援区分を判定。そのレベルに応じて訪問や面接・電話などで、きめ細やかに妊産婦への指導や相談・助言 イ 特に支援・指導を必要とする精神的・経済的にリスクの高い妊婦には、妊娠期の訪問に引き続き、赤ちゃん訪問を複数回行うなど、手厚い支援 ウ 保健予防課及び保健センターは、地区担当制により、同一の担当による相談・支援体制を構築 エ すべての妊産婦に東京都の「とうきょうママパパ応援事業」(伴走型相談支援)・「東京都出産・子育て応援事業」(経済的支援)、国の「出産・子育て応援給付金事業」等を活用し、身近で相談に応じる「伴走型支援」と現金やこども商品券を支給する「経済的支援」を一体的に実施 オ 1歳時に実施しているファーストバースデーサポート時のアンケートで、「育児について相談できる相手がいる」と答えた割合は97.9%であった。 (2) 家族の養育力を高めるための支援 ア 保健師・助産師による家庭訪問時

	※ 兄弟や夫・パートナーからの相談などは可能。その中で、医療が必要と判断した場合は、医療機関へ繋ぐ。 イ 児童福祉法に基づき、子ども家庭支援員等が支援の必要な家庭に対して訪問し、家事・子育て支援を実施するとともに虐待リスク等の高まりを未然に防止 ① 養育支援訪問事業（令和7年度実績 1,389件） ② 子育て世帯訪問支援事業（令和7年度実績 524件） ③ あだち・ほっとほ一む事業（令和7年度実績 282件） （3）アプリ等を活用した相談環境の整備 佐賀県版ネウボラ相談支援については、令和7年1月に東京都が同様の機能として、SNSによる相談機能（ギュッとチャット）を提供開始。区のホームページや子育てアプリにおいて、事業案内を実施 （4）子育て包括支援センター事業での伴走型支援 母子保健法に基づき、保健師等の専門スタッフが、妊娠期から子育て期までの相談・支援を切れ目なく包括的に実施 ① スマイルママ面接 （令和7年度実績 4,823件） ② こんにちは赤ちゃん訪問 （令和7年度実績 4,297件 ※実績は令和8年4月30日現在） ③ マザーメンタルヘルス事業 （令和7年度実績 60回・30件） ④ 育児栄養相談【保健センターで実施】 （令和7年度実績 517件） ⑤ 健やか親子相談【主に住区センターで実施】 （令和7年度実績 388回・4,499件） ⑥ 母子保健にかかる各種教室 アレルギー予防、生活リズム、発達、授乳・卒乳等をテーマに実施 （5）子ども子育て世帯に特化した、孤独・孤立支援について 別紙2のとおり （6）こども家庭センターの機能設置に伴う連携強化 令和7年10月に機能設置したこども家庭センターにおいて、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を図り、子育て家庭訪問事業など一体的な運営に資する取り組みを実施 2 問題点等 国は、「こども未来戦略方針」を打ち出している。今後も出産・子育てにかかわる支援策について新規、拡充が予想され、必要に応じた対策を講じていく。
--	--

あだち スマイル ママ&エンジェル プロジェクト

A S M A P

母子保健コーディネーターが妊娠期から切れ目ない支援を実現し、母子ともに健やかに笑顔で暮らせるあだちを目指す

気づく

妊娠届出書の内容等から支援を要する妊婦を把握

気づきのしくみづくり

- 母子保健コーディネーターや地区担当保健師が妊娠届出時の内容や区独自の質問票を確認。さらにスマイルママ面接事業で全妊婦と面談し、支援区分をABCDの4段階で判定。妊娠中の身体管理や産後の育児困難、生活困窮が予想される妊婦を把握する。特に支援を要する特定妊婦(D妊婦)は母子保健コーディネーターがサポートを行う。
- 医療機関が身体管理や育児困難、生活困窮が予想される妊婦を診察した際に、各保健センター等に情報提供してもらい仕組みを構築。

妊娠中

支える

面接・訪問を実施し、個別の状況に合わせた、支援計画を作成

支援レベルの確認及び支援

- A妊婦:** 妊娠届出内容により状況を確認し、妊娠期の継続支援は必要ない者
- B妊婦:** C妊婦と判定されたが、状況が改善された者
- C妊婦:** 電話及び訪問での状況確認後、身体的・心理的な継続支援が必要なる者
→ 支援計画作成
→ 妊娠期と産後に3回以上の電話や家庭訪問を実施
- D妊婦:** 出産前後で継続支援が特に必要な者
→ 支援計画作成
→ 妊娠期と産後に4回以上の家庭訪問を実施

つなぐ

支援計画に基づき、関係機関と連携協力し、早期に適切な対応

連携体制の構築

こども家庭相談課、福祉事務所、福祉まるごと相談課、医療機関、保育施設や子育て支援NPO等の関係機関と連携した早期の対応で、育児困難状態を未然に防ぐ。

【連携事例】

- こども家庭相談課と支援対象者の情報共有
- 産婦人科に妊婦健診同行受診
- 福祉事務所に生活保護相談の同行
- 子育て支援事業等の紹介
- 保育施設入所手続き説明
- 医療機関とのカンファレンス
- 産後ケア施設からの情報提供等

見守る

保健師等が、母子保健事業の様々な機会に、支援対象者の育児や生活状況を確認、支援・見守りを継続

支援状況の確認

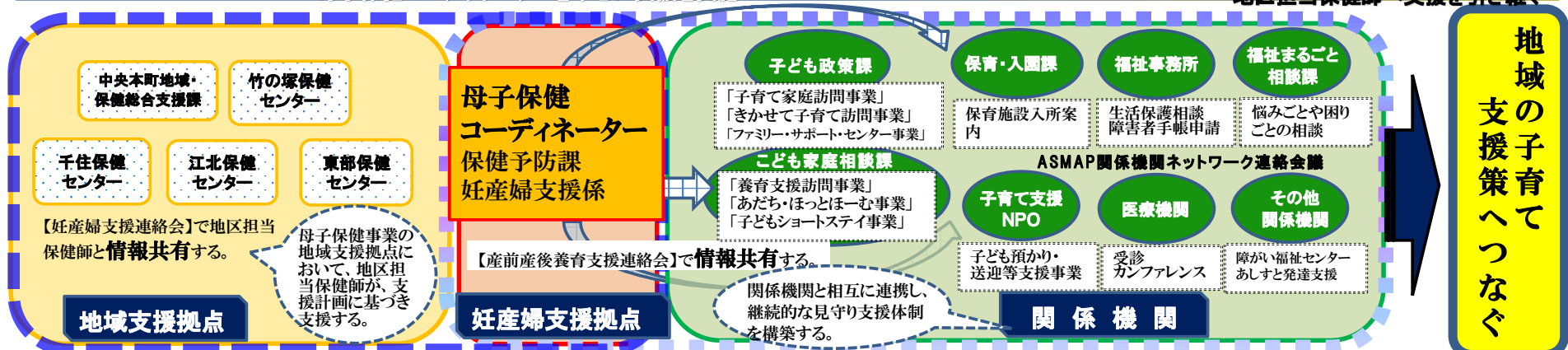
- 保健師等がファミリー学級、こんにちは赤ちゃん訪問、産後ケア、乳幼児健診、ファーストバースデーサポート(1歳時)、健やか親子相談、多胎児家庭移動支援事業などの機会を捉えて、支援対象妊産婦やその子どもの育児や生活状況を確認し、支援・見守りを継続する。
- 新たに支援が必要な妊産婦や子どもを早期に把握し、関係機関と連携して、支援を実施する。

※ 母子保健コーディネーター、地区担当保健師及び関係機関等が様々な機会に、支援対象者と顔を合わせて声をかけ、必要な時にいつでも支援できるネットワークを構築

出産後

母子保健コーディネーターを中心に支援を実施

地区担当保健師へ支援を引き継ぐ



子ども子育て世帯に特化した孤独・孤立対策

別紙 2

	件数					関連する主な事業	担当課
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		
女性の自殺者数（20 代～40 代） ※ 暦年 ※ 「人口動態統計」より	20	15	10	13	3	● 女性向け相談カード配布 ● 保育士を対象とした出張ゲートキーパー研修	こころとからだの健康づくり課
若年者の自殺者数(10代) ※ 暦年 ※ 「人口動態統計」より	2	4	4	8	8	● SOS の出し方等教育 ● 保護者向けリーフレットの配付 ● 児童・生徒向け相談カードの配付 ● インターネット・ゲートキーパー事業 ● 教員向けゲートキーパー研修	
児童虐待相談件数	1,028	1,464	1,530	1,415	1,801	● 児童虐待防止「オレンジリボンキャンペーン」 ● 子育て交流講座「完璧な親なんていない」 ● イライラしない子育て講座 ● きかせて子育て訪問事業 ※R6 から子ども政策課事業 ● 養育支援訪問事業 等	こども家庭相談課
児童虐待該当件数	915	1,338	1,435	1,362	1,690		
（子育て世代の）DV 認知件数（20 代～40 代） ※相談件数として算定	80	71	79	92	151	● 女性相談（DV 相談）	多様性社会推進課
豆の木相談件数 （就労資格取得相談除く）	694	682	673	604	754	● 豆の木相談室 ● サロン豆の木	親子支援課
養育費相談件数(R3～)	258	214	286	281	344	● 養育費確保支援事業	
障がい児を育てる親の孤立対策・支援（外来個別指導 実人数）	1,267	1,227	1,173	1,181	987	● 外来個別指導	障がい福祉センター
ヤングケアラーの理解促進のための説明会等件数		5	4	5	5	● ヤングケアラーの理解促進のための説明会等 ※ 子どもや保護者の状態によって各担当所管で実施	こども家庭相談課
不登校児童・生徒数	996	1,162	1,532	1,542	1,644	● 登校サポーターによる登校時のお迎え支援及び学校内の別室での寄り添い支援 ● チャレンジ学級 ● あすテップ ● 居場所を兼ねた学習支援 ● 家庭学習支援事業	教育相談課
ひきこもりに関する相談支援件数（延べ件数）	1,010	911	954	480	776	● セーフティネットあだち（委託によるひきこもり支援事業）での相談支援（電話・来所・メール・訪問）件数 ※ 令和 6 年度から集計方法を変更（令和 5 年度までは委託事業者からの架電数も計上）	福祉まるごと相談課

件 名	受理番号 13 乳幼児期からの孤立予防と「助けを求められる子ども」を育てる支援の充実を求める陳情
所管部課名	<u>子ども家庭部 子ども政策課</u> 子ども施設指導・支援課、私立保育園課、 幼稚園・地域保育課 こども家庭相談室 こども家庭相談課 あだち未来創造室 子どもの貧困対策・若年者支援課 衛生部 こころとからだの健康づくり課
陳情の要旨	1 乳幼児期から保護者と子どもの孤立を防ぐため、子育て家庭へゼロ・一歳以降も継続的なアウトリーチ支援及び地域とのつながりづくりを強化すること。 2 公立・私立を問わず、保育園、幼稚園等において、子どもの心理的 SOS や家庭状況の困難を早期に把握し、福祉支援につなげる体制を強化すること。 3 子どもが「困った時に家族以外の第三者に助けを求めてよい」と感じられる力を育むため、幼児期から自己表現、対話、非認知能力を重視した取り組みを推進すること。 4 子ども食堂、フードパントリー、地域団体、多世代交流等を通じ、家庭・学校外にも子どもの居場所を確保すること。 5 保育・教育・福祉・医療・地域団体が連携し、子どもの孤立を未然に防ぐ重層的支援体制を構築すること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	子どもの生きる支援・自殺対策としては、子どもが SOS を出して「助けを求められる子ども」を育てる支援を実施している。 (1) 小・中学生向け「SOS の出し方等教育」……平成 26 年度～ (2) 「子どものこころ・自殺対策協議会」を設置…令和 8 年 7 月～ 「教育」や「リスクの早期発見」から「危機介入」「見守り」といった各取組を今後効果的に連動させていくが、本陳情の主となる乳幼児期においては、保育・教育・福祉・医療・地域団体の連携による重層的支援体制のもとで以下の取り組みを進めている。 1 子育て家庭へのアウトリーチ支援 令和 7 年 10 月から、子育てに関する悩みなどを継続的に相談できる「子育て家庭訪問事業」を開始した。

訪問時の傾聴を通じて子育てサロンや「あだちファミリー・サポート・センター事業」など、地域の支援につながる事業を案内している。

(1) 対象者

生後5か月から1歳4か月までの子どもを養育する家庭（全家庭）

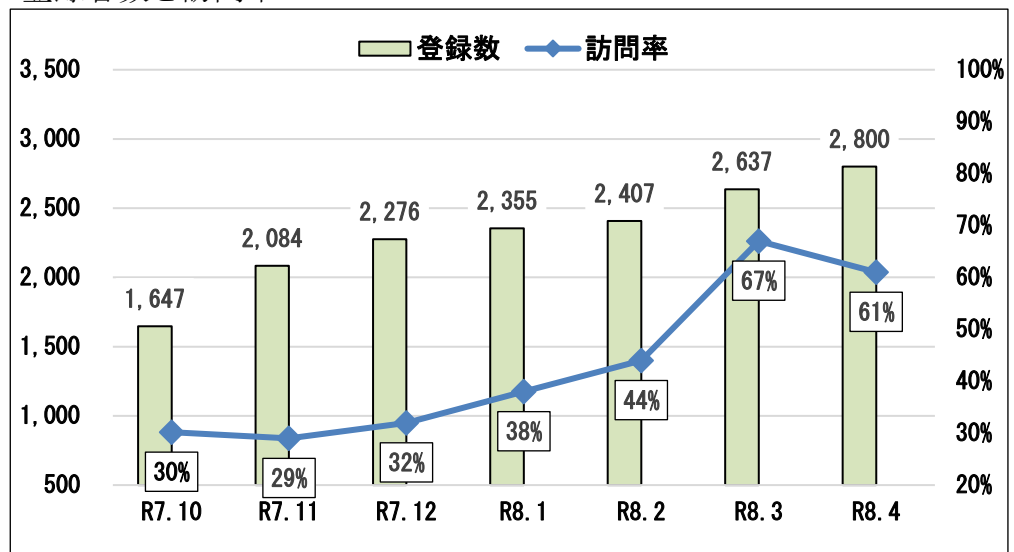
(2) 訪問内容

子育て相談、傾聴、子育て情報の提供、絵本の配付

(3) 訪問頻度

月1回程度（最大10回）

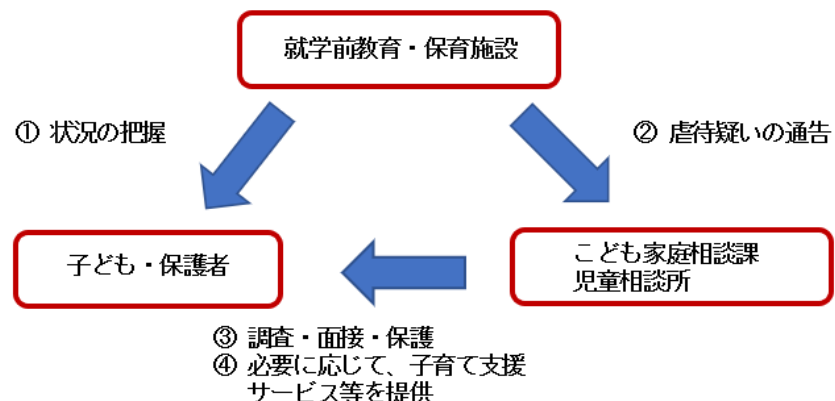
(4) 登録者数と訪問率



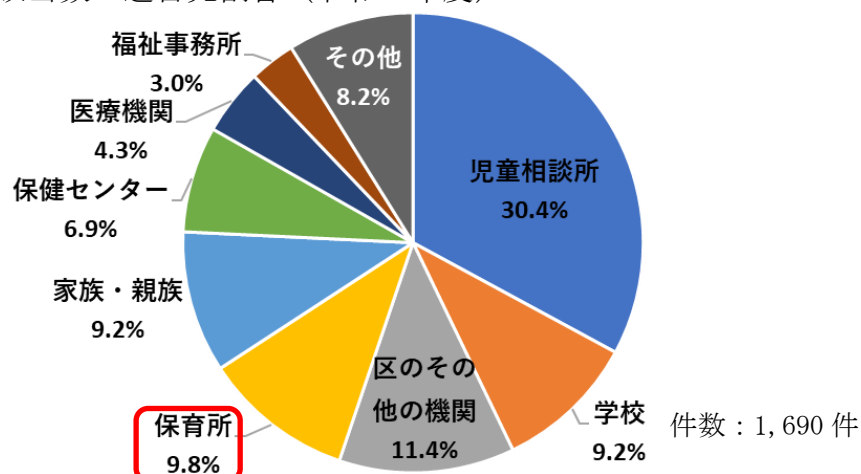
※ 対象世帯数は毎月変動しており、4,400世帯前後で推移

2 保育園、幼稚園等における子どもの心理的 SOS や家庭状況の困難に対する早期発見及び支援体制

- (1) 保育時や登降園時等を通じて、子どもの状況や家庭状況を把握している。子どもからの SOS 等により虐待が疑われる場合は、関係機関に通報し、子どもの安全を確保している。



(2) 虐待該当数の通告元割合（令和7年度）



3 幼児期から自己表現、対話、非認知能力を重視した取り組みについて

(1) 「とうきょうすくわくプログラム」の推進

子どもの主体性や協同性などの非認知能力を育む活動に、1施設あたり最大150万円を補助。

施設種別	R7	R8（予定）
区立保育園	4	30
公設民営保育園	6	11
私立保育園	29	89
地域型保育	9	46
認可外保育施設	7	27
合 計	55	203

(2) 保育者向け研修の実施（令和7年度）

研修名称	回数	参加人数
人権研修	2回	152人
乳児・幼児研修	2回	142人
担任研修（年齢別）	18回	1,440人
運動あそび研修（年齢別）	7回	423人
合 計	29回	2,157人

(3) 生命の安全教育リーフレットによる3歳児保護者向け周知

ア 子どもが発するサインへの対応。

イ 自宅での性教育に活用。

	R5	R6	R7
配付枚数	4,885枚	4,586枚	4,750枚

4 家庭・学校外での子どもの居場所の確保について

(1) 子ども食堂、フードパントリー等への支援

ア 「あだち子どもの未来応援基金」を活用し、1団体あたり最大60万円の運営費を補助。

イ 各居場所のMAPを作成して周知活動を支援。

団体活動	R3	R4	R5	R6	R7
子ども食堂	18	21	36	46	59
フードパントリー	23	28	32	32	33
NPO 活動支援センター登録団体	75	77	87	93	103

※ 補助金活用団体以外も含む。

(2) 文化スポーツ施設等の利用料の支援

18歳以下の方を対象とした「あだちワークわーく in Summer」を実施し、夏休み期間中の体験講座等の利用料を無償化。

無料体験講座	R5	R6	R7
講座数	43	81	102
延べ利用人数 ①	1,131	1,860	2,893
施設利用料無料	R5	R6	R7
実施施設数	—	42	44
延べ利用人数 ②	—	66,240	69,917
合計延べ利用人数 (①+②)	1,131	68,100	72,810

5 保育・教育・福祉・医療・地域団体の連携による子どもの孤立を未然に防ぐ重層的支援体制

(1) 要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）

ア 平成17年5月、養育困難家庭や児童虐待等の早期発見及び支援等を目的として、区、教育・保育施設、福祉事務所、医師会、NPO法人等で構成する要対協を設置。

イ 令和8年7月には、要対協と兼ねる形で「子どものころ・自殺対策協議会」を設置し、子どもの自殺対策も重層的に推進する。

(2) こども家庭センター

令和7年10月に「こども家庭センター」を機能設置し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを対象に、母子保健と児童福祉の両機能を活かした一体的な相談支援を行う体制を整備している。